

令和 6 年度

水質検査計画書



真室川町建設課

真室川町建設課では、町民の皆様に安全で良質な水道水をお届けするためにこれまで行ってきた水質検査の結果を踏まえて令和 6 年度水質検査計画を策定しましたのでお知らせします。

【水質検査計画とは】

水質検査計画とは、水源からご家庭の蛇口に至るまでの適正な水質管理を行うために水質検査項目や検査回数などを定めたものです。

法令（水道法）に基づき毎年、年度が始まる前に策定し、公表することになっています。

目 次（計画の内容）

1. 基本方針	．．．．．	P 1
2. 水道事業の概要	．．．．．	P 2
3. 原水水質及び水道水の水質状況	．．．．．	P 4
4. 水質検査項目・回数・採水箇所	．．．．．	P 5
5. 臨時の水質検査	．．．．．	P 7
6. 水質検査の方法	．．．．．	P 7
7. 水質検査結果の公表	．．．．．	P 7
8. 水質検査の精度と信頼性の確保	．．．．．	P 7
9. 関係機関との連携	．．．．．	P 7
別紙 1	真室川町水道概要図	
別紙 2	水源概要図	
別紙 3	検査項目ごとの検査回数	

1. 基本方針

- (1) 水質検査は、水道法で義務付けられている給水栓水（蛇口から出る水）の検査に加え、水源（河川伏流水・浅井戸）についても検査を行います。
- (2) 水質検査は、水道法で義務づけられている項目（毎日検査項目と水質基準項目）と水質管理上必要とした項目（原水、指標菌、クリプトスポリジウム等検査及び放射性物質、PFAS の検査）について行います。
- (3) 検査回数は、水源の種類やこれまでの検査結果で得られた検出状況などを考慮して定めます。
- (4) 水質検査は、厚生労働大臣登録指定検査機関に委託して実施します。
- (5) 水質検査結果は、毎月町のホームページに公表します。

2. 水道事業の概要

(1) 給水状況

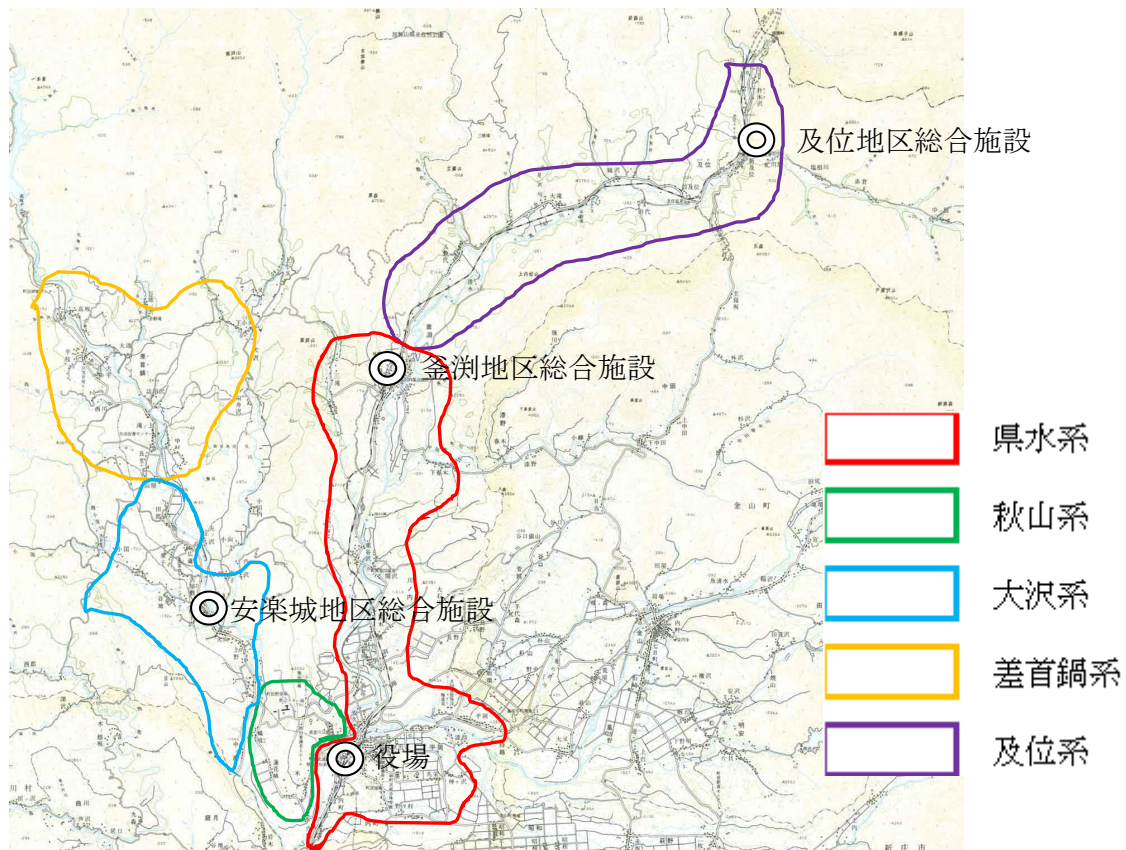
令和4年度の真室川町の給水状況は以下のとおりです。

【令和4年度末】

区 分	内 容
給 水 人 口	6, 4 6 0 人
給 水 戸 数	2, 4 1 8 戸
年 間 給 水 量	7 1 7, 7 8 1 m ³
一 日 最 大 給 水 量	2, 8 6 7 m ³
一 日 平 均 給 水 量	1, 9 6 6 m ³
一 人 一 日 平 均 給 水 量	3 0 4 l

(2) 配水系統

No.	配水系統	No.	配水系統	No.	配水系統
1	県水系	3	大沢系	5	及位系
2	秋山系	4	差首鍋系		



【配水系統図】

(3) 施設の概要

町には、5箇所の水源、4箇所の浄水場、8箇所の配水池があります。

系統名	県水系	秋山系	大沢系	差首鍋系	及位系
水源 種類	県企業局受水	河川伏流水 (金山川)	浅井戸 (深さ 6.0m)	浅井戸 (深さ 5.5m)	浅井戸 (深さ 6.8m)
浄水 処理 方法	次亜滅菌	①緩速ろ過※1 ②膜ろ過※2 ③次亜滅菌	次亜滅菌	①薬品沈殿※3 ②急速ろ過※3 ③次亜滅菌	①薬品沈殿 ②膜ろ過 ③次亜滅菌
処理 能力	1,680 m ³ /日 (県水基本受水量)	1,000 m ³ /日 (膜ろ過能力)	624 m ³ /日 (取水ポンプ能力)	293.5 m ³ /日 (急速ろ過能力)	360 m ³ /日 (膜ろ過能力)
使用 薬品	次亜塩素酸 ナトリウム	次亜塩素酸 ナトリウム	次亜塩素酸 ナトリウム	①ポリ塩化 アルミニウム ②次亜塩素酸 ナトリウム	①ポリ塩化 アルミニウム ②次亜塩素酸 ナトリウム
配水池 (容量m ³)	①第5配水池 (691.4 m ³) ②川ノ内配水池 (254.5 m ³) ③釜淵配水池 (323.4 m ³)	①秋山第1配水池 (300.0 m ³) ②秋山第2配水池 (241.5 m ³)	安楽城第1配水池 (449.0 m ³)	安楽城第2配水池 (231.0 m ³)	及位配水池 (300.0 m ³)

※1 緩速ろ過方式：

砂等のろ過材でゆっくり時間をかけてろ過し、水中の濁度などの不純物を除去する方法

※2 膜ろ過方式：

孔径 0.01 μ m (0.00001mm) 程度の膜ろ過を通して濁度、細菌、原虫等水中の不純物を除去する方法

※3 薬品沈殿・急速ろ過方式：

原水中の不純物を凝集剤（ポリ塩化アルミニウム）を用いて沈殿分離し、その上澄水をろ過して不純物を除去する方法

3. 原水水質及び水道水の水質状況

(1) 原水水質の状況

原水の状況及び水質管理上留意すべき点として次のようなものが挙げられます。

系統別原水状況及び水質管理上注意すべき点

系統名	水源	取水状況	原水の状況	水質管理上留意すべき点
県水系	県水受水	—	—	臭気
秋山系	河川伏流水	浅井戸を設置しポンプにて取水	洪水時の濁水	濁度 色度 ろ過水濁度の維持管理 (クリプトストリジウム等対策)
大沢系	浅井戸	ポンプにて取水	洪水時の濁水	濁度 色度 クリプトストリジウム検査
差首鍋系	浅井戸	ポンプにて取水	水量、質ともに安定している	濁度 色度 ろ過水濁度の維持管理 (クリプトストリジウム等対策)
及位系	浅井戸	ポンプにて取水	水量、質ともに安定している	濁度 色度 ろ過水濁度の維持管理 (クリプトストリジウム等対策)

(2) 水道水の水質状況

良質な水道水を供給するため、各水源水（原水）と給水栓（蛇口）水での水質検査を実施しており、令和5年に実施した検査では、すべての項目で水質基準に適合（別紙水質検査表参照）し、安全性を確認しました。

4. 水質検査項目・回数・採水箇所

水道法で義務づけられている項目*1

- (1) 毎日検査 各系統選定の 6 箇所の給水栓水で、色度、濁度及び残留塩素濃度を検査します。
- (2) 毎月検査 各系統選定の 5 箇所の給水栓水で、9 項目の水質検査をします。
- (3) 年 4 回検査 各系統選定の 5 箇所の給水栓水で、23 から 26 項目の水質検査をします。(本来は 51 項目検査ですが、過去 3 年間の最高値が基準値の 1 / 5 又は 1 / 10 以下のため検査項目を省略しています。)*2
- (4) 年 1 回検査 各系統選定の 5 箇所の給水栓水で、51 項目の水質検査をします。*2

水質管理上必要とした項目*3

- (1) 原水検査 水源 4 箇所の原水で、年 1 回 39 項目の水質検査をします。
- (2) 指標菌等検査 原水指標菌*4 及びクリプトスポリジウム等*5 (原水) 検査で、秋山系・差首鍋系・及位系について、指標菌、クリプトスポリジウム等の水質検査を年 1 回行います。大沢系については、指標菌検査、クリプトスポリジウム等の水質検査を年 4 回行います。
- (3) 放射性検査*6 県水系を除く 4 系統の給水栓水で、年 4 回の水質検査を行います。なお、県水系は金山浄水場からの受水であり、県企業局で水質検査結果を行っています。
- (4) PFAS*7 県水系を除く 4 系統の給水栓水で、年 1 回の水質検査を行います。

*1 水道法で義務づけられている項目：人の健康に影響が生じない水準を基に定められた水道水としての要件であり、さらに色、濁りなど、生活に利用する上で必要な水準として設定されています。

*2 過去 3 年間の水質検査結果の最高値が基準値の 1 / 5 以下の場合は年 4 回の検査から年 1 回、基準値の 1 / 10 以下の場合は年 4 回の検査から 3 年に 1 回の検査頻度まで省略が可能です。

*3 水質管理上必要とした項目：水道水の安全性を確保するために水質基準を補完するものとして設定しています。

*4 指標菌：クリプトスポリジウム等による汚染の指標となる菌で、大腸菌及び嫌気性芽胞菌をいいます。

*5 クリプトスポリジウム等：クリプトスポリジウム及びジアルジアをいい、どちらも消毒剤である塩素に耐性を有する病原微生物です。

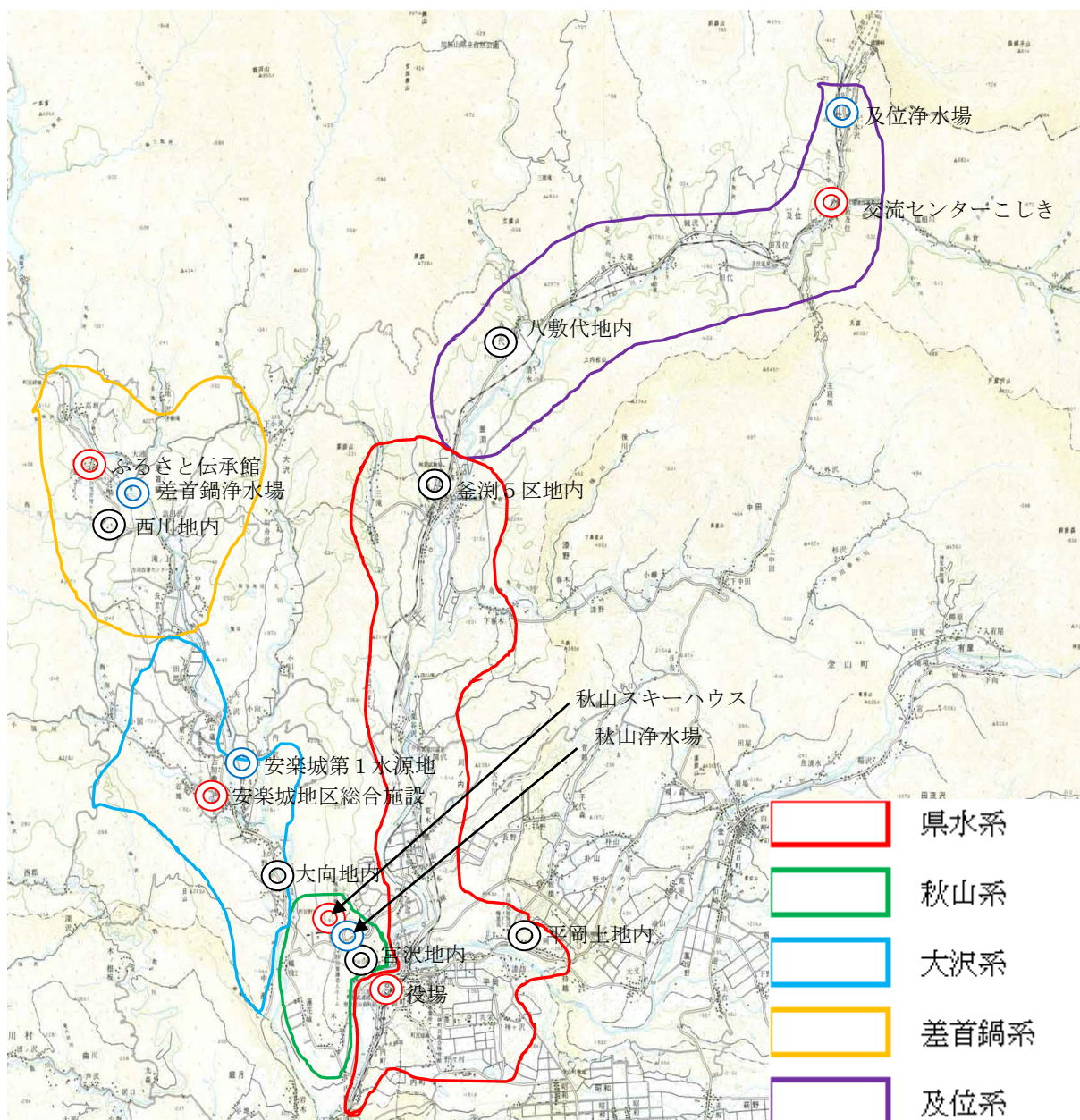
*6 放射性物質の検査：水道水中の放射性セシウム（セシウム 134 及び 137）濃度を監視するために行います。

*7 令和 5 年 10 月 17 日付の事務連絡にて厚生労働省より水道原水又は給水栓水中の PFOS 及び PF0A について、少なくとも 1 回は水質検査を行い濃度の把握に努めることを依頼されたため本町でも令和 6 年度より実施します。

系統別の検査用採水場所

系統名	毎日	毎月	年4回	年1回	原水	指標菌	クリプト・ジアルジア	放射性物質
県水系	平岡上地内 釜淵5区地内	中央公民館			県企業局			
秋山系	宮沢地内	秋山スキーハウス			秋山浄水場		秋山スキーハウス	
大沢系	大向地内	安楽城地区総合施設			安楽城第1水源地		安楽城地区総合施設	
差首鍋系	西川地内	ふるさと伝承館			差首鍋浄水場		ふるさと伝承館	
及位系	八敷代地内	交流センターこしき			及位浄水場		交流センターこしき	

毎日 ◎ 毎月・年4回・年1回・クリプト等・放射性・PFAS ○ 原水・指標菌 ◎



5. 臨時の水質検査

臨時の水質検査は、水道水が次のような場合により水質基準に適合しないおそれがあるときに行います。

- (1) 水源の水質が悪化するなどの異常があったとき。
- (2) 浄水過程において異常があったとき。
- (3) 配水管等の大規模な工事など、水道施設が汚染される恐れがあるとき。
- (4) その他特に必要があると認められるとき。

6. 水質検査の方法

「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」により行います。検査は、厚生労働大臣登録指定検査機関に委託して実施します。各系統の給水栓水で行う毎日水質検査は、水道使用者への委託にて行います。

7. 水質検査結果の公表

水質検査結果は、毎月町のホームページに掲載するとともに、水質年報として公表します。ご意見等ございましたらお寄せください。

8. 水質検査の精度と信頼性の確保

(1) 水質検査の精度

原則として基準値の1／10以下を定量下限値とします。

(2) 信頼性の確保

委託先の業者は、国が行う外部精度管理に参加するほか、内部精度管理を実施し、測定誤差が小さくなるよう信頼性の確保に努めます。

9. 関係機関との連携

国、県、関係水道事業体と密な連絡体制をとり、良好な水質の確保と安定した供給に努めます。万一緊急事態が発生した場合は、関係機関と連携し万全の対策を講じ、供給する水道水の安全を確保するとともに、必要に応じて、状況や対応策などをお知らせします。